

青森県報

第二千六百六十九号

平成十八年
八月二十一日
(月曜日)

目次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一
結核予防法による医療機関の指定…………… (同) …… 一

公 告

採石業務管理者試験の施行…………… (河川砂防課) …… 一

出先機関

土地改良事業の工事の完了…………… (中地域) …… 二

換地計画認可申請の適当の決定…………… (農林水産局) …… 三

土地改良事業の工事の完了…………… (農林水産局) …… 三

正 誤

平成十八年八月十四日定例目次中…………… (総務学事課) …… 三

告 示

青森県告示第六百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百

四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
美保野病院	八戸市大字大久保字大山三二の一	平成二〇〇二

青森県告示第六百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
総合リハビリ美保野病院	八戸市大字大久保字大山三二の一	平成二〇〇二

公 告

採石業務管理者試験の施行

平成十八年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成十八年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 試験の期日及び場所
 - 1 期日 平成十八年十月十三日(金) 午前十時から正午まで
 - 2 場所 青森市安方一丁目一の四〇
青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室 「あすなろ」
- 二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

 - 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令を含む。)
 - 2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 三 受験願書の受付期間

平成十八年九月一日(金) から同月二十二日(金) まで(郵送の場合は、同月二十二日付けの消印のあるものまで有効とする。)
- 四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一
青森県土整備部河川砂防課
- 五 提出書類
 - 1 受験願書 一通
 - 2 履歴書 一通
 - 3 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
- 六 受験手数料

八千円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)
- 七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。
(郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。)

受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十一条の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年八月二十一日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十七年災農地災害復旧事業 一六一	弘前市	平成一六・七三
" 一六四	"	一六・六四
" 一六一七	"	一六・六三
十七年災農業用施設災害復旧事業一六一〇一	"	一六・七三
" 一六一〇三	"	一六・六四
" 一六一二二	"	一六・七三
" 一六一二三	"	"
" 一六一二四	"	一六・五五
" 一六一二五	"	一六・六一
" 一六一二六	"	一六・六三
" 二〇一〇二	西目屋村	一六・七四

換地計画認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、十和田市第二柳原地区共同施行石橋福美ほか二十三人に係る第二柳原地区の換地計画の認可の申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月二十一日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年八月二十二日から同年九月十九日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年八月二十一日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十七年災農地災害復旧事業 三九 一	七戸町	平成一八・六・三〇
十七年災農業用施設災害復旧事業三九 一〇一	"	"
" 三九 一〇二	"	"

"	"
三九 一〇四	三九 一〇三
"	"
"	"

正 誤

総務学事課

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成一八・六・二四 第二六六六号	目次	一	上	後ろか ら六	(県民生活 政策課)	(県民生活 文化課)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭